2017年(平成29年)7月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

墓園事業に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2017年(平成29年)6月26日付けで諮問(第862号)された墓園事業に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは,適当であると認められる。
- (4) 条件については「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると,本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は,次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

大庭台墓園は,市民が永眠する神聖な場所として,総面積37.8ha,墓所総区画数27,618の墓園として昭和45年に供用を開始した。平成5年に平面墓地の整備を終え,平成6年に貸付を終了するまでの間,利用者には,広大な美しく明るい墓園として親しまれてきたが,将来の市民の墓地需要に対応するため,新たな墓地計画により対処する必要性があり,墓園内のシンボルゾーンである現在の場所に新形式墓地として,平成7年に鉄筋コンクリート造,地上1階,地下2階で,総床面積5,323㎡,墓所総計画数4,700基の

立体墓地が完成した。

その後,平成25年度までに,地上1階(A区,B区),地下1階(C区,D区)及び地下2階の半面(E区)を順次整備してきたが,立体墓地案内所職員による巡視だけでは管理が難しいため,個人情報保護制度運営審議会において承認を経て,9台の防犯カメラを設置し,墓参者の安全確保を図ってきた。(答申第607号)

現在までの墓所の区画数は,地上1階,地下1階及び地下2階の半面部分をあわせて3,600区画で,そのうち3,292区画が使用されており,利用状況が91%を超えたため,今年度,新たに残りの地下2階半面部分に1,100基の納骨壇を増設することとなった。

立体墓地は構造上建物だが,三方に壁がない構造となっており,閉館後出入り口を施錠し管理しているが,墓所内に進入することは可能である。また,壁がない三方側は法面地形で,その周囲は樹木に覆われている。

既設の防犯カメラは,開館時間(午前8時30分から午後5時まで。時期により時間帯が変わる場合がある。)の間 / 管理棟内(大庭台墓園墓所管理事務所)及び立体墓地案内所に設置されているモニターからの画像で管理しており,窃盗,器物損壊,放火等の犯罪抑止及び墓参者の安全確保を図り,墓所使用者の祭祀財産を守り,新たに市民にいつでも貸付けできるよう既設の納骨壇に破損等がないように管理している。

その他お供え物が盗難にあうこともあるため,大庭台墓園墓所管理事務所に 相談があったり,立体墓地清掃員が嫌疑をかけられることもある。

特に墓参者の安全確保を考えるうえで,墓参者が比較的少ない平日に高齢者が一人でゆっくりと墓参することが多い傾向にあるため,人目も少ないうえ巡視だけでは行き届かないところを見守りの観点から,防犯カメラで補う必要がある。

今回の納骨壇増設が地下2階であることから,同様な監視を一層強化する必要があるため,新たに防犯カメラを2台増設し,現行同様に映像をハードディスクに保存することを計画している。

このことは条例第10条第2項第5号及び第5項並びに第18条のコンピュータ処理に該当することから、映像の保存について諮問を行うものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ収集の目的は、不審者の侵入による窃盗、器物損壊及び放火などの犯罪を防止すること及び墓参者の安全確保を図るために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について 本人以外のものから収集する個人情報は防犯カメラ画像であり,当該画像データで確認される個人を照合によって人物を特定することが事実上困難である ことから通知の送付先が特定できないため,本件に係る本人通知を省略するものである。なお,防犯カメラ撮影区域にはカメラを設置している旨の表示をし, 周知を図る。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラの画像の保存の際の電磁的媒体のハードディスクは,その蓄積容量も多く,長期的な使用においても画像が劣化せず,必要な部分の画像の取り出しも容易となることから,防犯カメラの画像の保存については,ハードディスクを採用し,コンピュータ処理を行うものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

防犯カメラ画像データ

ウ システムの機器構成

機種 別紙1のとおり

設置箇所 別紙3のとおり

エ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては,管理棟(大庭台墓園墓所管理事務所)及び立体墓地案内所に録画機器を配置し,ワイヤー等により固定することで持ち出しを防止する。また,操作を行う際にはパスワードの設定がされており,防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限する。

日常的な管理としては,条例,藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針 の定めるところに従い,適正に取り扱うこと並びに「防犯カメラ運用基準」の定めに従い,管理することとする。

なお,設置機器は保存期間7日間分の画像をハードディスクに保存し,順次上書きがされるようになっている。また,防犯カメラの画像の情報提供の際の検索・出力以外には,録画された画像は使用しない。

(5) 実施時期(予定年月日)

2018年(平成30年)3月16日

- (6) 添付書類
 - ア 個人情報取扱事務届出書
 - イ システム機器一覧(別紙1)
 - ウ システム系統図(別紙2)
 - エ システム設置箇所(別紙3)
 - オ 藤沢市大庭台墓園立体墓地防犯カメラ運用基準(別紙4)

3 審議会の判断理由

当審議会は,次に述べる理由により,審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について 実施機関では,防犯カメラ画像データ収集の目的は,不審者の侵入による窃 盗,器物損壊,放火等の犯罪を防止すること及び墓参者の安全確保を図るために行うものであり,本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから,本人以外のものから個人情報を収集するものであるとしている。

以上のことから判断すると,個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外ものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的 理由について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人を照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないとしている。 なお、防犯カメラ撮影区域には、防犯カメラを設置している旨の表示をし、周知を図るとのことである。

以上のことから判断すると,個人情報を本人以外のものから収集することに 伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では,防犯カメラの画像の保存にあたり,ハードディスクが画像の蓄積容量も多く,長期的な使用においても画像が劣化せず,必要な部分の画像の取り出しも容易であることから,ハードディスクによるコンピュータ処理を行うとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策及び日常的な処理体制

実施機関では,安全対策として,次のとおりの措置を講じるとしている。

- (ア) 録画機器は,管理棟及び立体墓地案内所に配置し,ワイヤー等により固定することで持ち出しを防止する。
- (イ) 操作を行う際には、パスワードの設定により、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱者以外には利用できないよう利用者を制限する。
- (ウ) 日常的な管理としては、条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティーポリシー(基本方針)の定めるところに従って適正に取り扱い、並びに「防犯カメラ運用基準」の定めに従い、管理するものとする。
- (I) 設置機器は,保存期間である7日間を超えない期間分の映像データをハードディスクに保存し,順次上書きがされるようになっている。
- (1) 防犯カメラで撮影した映像データの情報提供の際の検索・出力以外には , 録画された映像は使用しないものとする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(4) 条件

携帯電話及び携帯端末を用いてネットワーク環境で画像や音声を確認することができる機器を選定しているもののその機能は使用しないとのことであるが, 機能自体を止めることができるかどうか確認することを条件とする。

以上